

プロテスト委員会から競技者へのインフォメーション

このインフォメーションはいずれの規則も変更していません。

1. スポーツマンシップと規則

セーリング競技は、競技者が自ら規則を守り、競技者自身が他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。

○規則に違反し、免罪にあたらない場合には、抗議されたか否かに関わらず、ペナルティー（リタイアの場合もあります）を履行してください。

- リタイアする場合には、帆走指示に従ってください。
- 違反した規則が裁量ペナルティーの対象である場合には、履行すべきペナルティーが決まっていますので、リタイアするのではなく、自ら違反したことをプロテスト委員会に申し出てください。

○他の競技者の規則違反に対して抗議するのは、基本的にまず競技者であって、プロテスト委員会ではありません。「ジュリーも見ていたのに抗議してくれなかった」と不満に思わないでください。

特に規則2（公正な帆走）の違反を目撃した場合には、プロテスト委員会が艇を抗議することもあります（規則69に基づいてそれ以上の処置が取られることもあります）。そのような違反としては、例えば：

- a. 意図的に規則違反する。
- b. 規則違反し、免罪されないことを知りながら、ペナルティーを履行しない。
- c. 汚い言葉をかけたり不必要に叫んだりして、他の艇（競技者）を威嚇する。
- d. レース中、自艇の成績向上に関係なく、他艇の成績を良くするまたは悪くするために行動する。

2. 推進方法 — 規則42

World Sailing Rule42 Interpretation（規則42のWorld Sailing公式解釈）の日本語訳は以下のURLからダウンロードできます。

<https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/RRS42%E8%A7%A3%E9%87%882021.pdf>

特に危険回避のためのエンジン使用については規則42.3 例外 及び帆走指示27、28を参考にしてください。

3. 審問での証言と規則69

審問で嘘をついたり、騙したり（真実を証言しないことも含む）すると、スポーツマンシップの違反となり、規則69（不正行為）に基づく重いペナルティーが課されることがあります。

4. 審問のオブザーバ

審問の当事者は、当事者以外の人（オブザーバ）を各当事者につき1名のみ陪席させることができます。ただし、審問を担当するプロテスト委員が特定のケースについて不適当と判断した場合、陪席を認めない場合があります。

オブザーバは、審問開始予定時刻までに傍聴を希望する旨を申し出てください。審問開始後のオブザーバの入室、参加は認められません。

5. 当事者が審問に参加しない場合

審問の当事者と審問開始予定時刻は、掲示板に掲示されます（帆走指示 24）。

長距離帆走後の休養を考慮し、開始予定時刻を決定する方針です。

当事者が参加しない場合には、その当事者が出席しなくても審問をして、判決を行うことがあります（規則 63.3(b)）。

6. ビデオの証拠

審問においてビデオの情報等を再生するのに必要な機器の手配・準備・操作は、その証拠を提示しようとする当事者が行って下さい。全ての当事者と審問を担当するプロテスト委員が同時に見ることができる再生機器を用意してください。

7. プロテスト委員会への質問

レース公示や帆走指示書の規則の解釈、プロテスト委員会の手続きや方針について、プロテスト委員会に質問することができます。帆走指示 24 に基づき電子メールで提出して下さい。全選手への公平性のために、質問と回答は文書で掲示して公開します。

以上

2025 年 11 月 4 日
プロテスト委員長